

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示の確保、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及び当社グループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

当社のコーポレートガバナンス・コードの基本5原則についての方針は以下の通りです。

【基本原則1】株主の権利・平等性の確保

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。

【基本原則2】株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、企業理念に基づき、長期的かつ安定的に発展し、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、企業価値を向上させていきます。

【基本原則3】適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、コーポレートガバナンス・コードの各原則において開示を求められている事項等について、主体的に開示を行います。

【基本原則4】取締役会等の責務

当社取締役会は、経営戦略や経営計画等の基本方針を決定するとともに、社外取締役及び監査等委員である社外取締役が出席することにより独立性の高い経営の監督機能を担っております。一方で、経営陣幹部の提案に対して、迅速・果敢な意思決定を支援し、その執行状況を監督しております。

取締役は、株主により選任された経営の受託者として、その職務の執行について忠実義務・善管注意義務を負い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献しております。

【基本原則5】株主との対話

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、社長直轄の組織であるIR部を担当部署として、株主との対話を促進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

現在の取締役は全員男性であることから、ジェンダーや国際性面での多様性の確保については引き続き検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】(政策保有株式)

< 政策保有に関する方針 >

当社及び当社グループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。政策保有目的で保有する株式については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証します。なお、検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ります。

< 保有株式に係る議決権の行使について >

保有株式の議決権の行使につきましては、その議案の内容が当社の保有方針に適合しているかどうかに加え、発行会社の発展と株主利益の向上、並びに当社の株主・投資家の利益に寄与するかを判断した上で適切に議決権を行使致します。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社が当社取締役並びに主要株主と取引を行う場合は、事前に取締役会で決議することとしております。当該取引については、その状況を取締役会で報告するとともに、法令の範囲内で軽微なものを除き、有価証券報告書等に開示を致します。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社における企業年金の積立金の運用は、日本コムシス企業年金基金により行われています。

日本コムシス企業年金基金は、運用コンサルタントと連携し、積立金を適切に運用するとともに、資産運用に必要な経験や資質を備えた人材で構成する資産運用委員会を設置し、四半期毎に開催される資産運用委員会において、個別の投資先の選定や運用状況確認を行い、基金全般の健全性を確認しております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画等の開示

<経営理念>

～コムシスグループ経営理念～

私たちコムシスグループは、グループ一体となり、外部の様々なプレイヤーとも強力な協業・連携を図りつつ経営理念を実現します

- ・「時代をになう多様なインフラ建設」でお客様に選ばれ続ける企業を創ります
- ・「豊かな生活を支える社会基盤づくり」で国と地域に貢献します
- ・たゆまない改革を続け更なる企業価値の向上を目指します

コムシスグループの事業分野はキャリア系事業である電気通信設備工事にとどまらず、非キャリア系事業である都市の環境整備やICT関連工事、太陽光発電などの再生エネルギー事業に至るまで社会・経済活動を根底から支えるさまざまなインフラ工事を網羅しています。

この経営理念では「お客様」「社会」「株主およびグループ従業員」の三つのステークホルダーに対してさらに一層の貢献をお約束し、グループが一体となりコムシスビジョン NEXT STAGE 2023の実現へ向け、まい進してまいります。

お客様

～時代をになう多様なインフラ建設～

さらなる事業拡大を志向しながら品質・納期・価格などのサービス面でお客様より最大の評価をいただける企業グループを目指します。

社会

～豊かな生活を支える社会基盤づくり～

さまざまなインフラ構築・建設を通して国や地域社会に貢献していくことが使命であると考えています。

株主およびグループ従業員

～たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上～

人材のマルチスキル化、施工ITプラットフォームの構築など、生産性の向上や

コスト競争力の強化を図り、厳しい競争環境に打ち勝つ構造改革の取り組みを継続してまいります。

<経営戦略、経営計画>

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、5Gサービスの本格展開、防災・減災、国土強靱化など公共インフラ投資、社会全体のデジタル化に伴うICT投資、グリーン社会の実現に向けた再生可能エネルギー分野への投資拡大などが期待されております。

長期化する新型コロナウイルス感染症の内外経済への影響により、先行きは不透明ではありますが、コムシスグループといたしましては、引き続き協力会社を含めた従業員の安全・健康に十分留意しつつ事業活動を展開してまいります。

このような状況のもと、中長期ビジョン「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」達成に向け、コムシスグループにおける全体最適な事業運営体制を早期に確立するとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を要とした構造改革により、経営基盤強化を図ってまいります。また、ニューノーマルに向けた働き方改革など各種施策を推進することにより、生産性向上にも取り組んでまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

【主要施策】

バーチャルカンパニーによる一体運営

ITプラットフォーム統合によるワークフロー標準化

リソース配備の全体最適化

フロント/バックオフィス機能の集約

ICT活用による生産性向上

M&Aによる成長基盤強化

「コムシスビジョンNEXT STAGE 2023」の詳細につきましては、当社のホームページに掲載しております2019年3月期決算説明会資料P23をご参照下さい。(<https://www.comsys-hd.co.jp/ir/library/library2.html>)

(2) ガバナンスの基本方針の開示

本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 経営陣幹部等の報酬を決定する方針と手続

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「取締役報酬関係」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 経営陣幹部と候補指名の方針と手続

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」内、「(取締役の指名)」をご参照ください。

(5) 個々の選任・指名の説明

当社取締役会は、上記(4)を踏まえて、経営陣幹部と取締役候補者の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しております。なお、個々の候補者の選任理由については、取締役会決議に基づき、株主総会招集通知にて開示しております。当社ホームページ掲載の第18回定時株主総会「招集ご通知」8ページから16ページに記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社は、法令に準拠して「取締役会規則」及び「取締役会付議基準」を制定し、取締役会において審議する内容を定めるとともに、その他については「権限規程」に基づき、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

具体的には、株主総会付議事項等の会社法に定められた重要事項及び経営戦略・経営計画等の経営の基本となる事項等については、取締役会で決定しております。その内容に基づく個別の業務執行に関する決定は、その業務を担当する各取締役に委任しております。委任内容については、権限規程において範囲を明確にしております。

なお、代表取締役社長の意思決定を円滑かつ的確に行うため、取締役及び常勤監査等委員で構成される経営会議を設け、取締役会決議事項を含む業務執行上の重要事項を審議しております。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「独立役員関係」、「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。
社内取締役の選任については、それぞれのセグメントに精通して、業務全般を把握し活動できる能力と実績、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理能力、個々の経歴・経験を活かせる多様性を重視しております。また、社外取締役の選任については、当社の独立性基準の要件を満たし、かつ、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持っておりトータルで経営に精通していることなどを総合的に勘案し重視しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社取締役は、その役割・責務の適切な遂行に必要な時間・労力を確保するため、他の上場会社役員を兼任する場合には、その兼任数は最大4社までを目安としております。各取締役の他の会社を含む重要な兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。(https://www.comsys-hd.co.jp/ir/index/index.php)

【補充原則4 - 11 - 3】

当社は、取締役会の開催頻度、開催日程及び決議事項等をはじめ運営全般について、取締役会規則に基づき運営を実施しており、また、四半期ごとの業務執行状況報告において、その執行状況の監督並びに取締役会の運営についても、評価を実施しております。更に、本年は、以下の主要な項目により取締役に対して「取締役会の実効性評価」に関するアンケートを実施しております。

< 主要な項目 >

- ・取締役会の規模及び全体的なバランスなど、適切な構成や多様性の確保
- ・経営判断における適切なリスクテイクなど、議論の実効性の担保
- ・経営陣、会計監査人及び内部監査部門等との連携体制確保など、取締役への支援内容

以上のアンケート分析結果を取締役に諮り、現状を分析した結果、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認しております。さらに、機能強化を図るための意見交換会を実施しております。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社は年1回、グループ各社の新任役員を対象に外部講師を迎え、「取締役の職務と責任」及び「役員が知っておくべき会計」についての研修会を開催しております。
また、必要に応じて会社負担による「法令に関する研修」など研修・セミナーの機会を提供し、グループのガバナンス強化に努めております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、社長直轄の組織であるIR部を担当部署としており、IR部が経営企画部、財務部、総務部、及び各統括事業会社等との連携を図り、日常的に情報収集を行っております。また、株主・投資家に対しては、IR部において個別面談等を積極的に受け付けるとともに、必要に応じて、代表取締役社長やIR担当取締役等が面談に対応致します。更に国内では、代表取締役社長説明による決算説明会(年2回)を開催しております。加えて、必要に応じてスモールミーティング等の開催や、当社の株主構成を鑑み、代表取締役社長以下、分担をして、米国・欧州・アジアへの投資家訪問を実施しております。
国内外のIR活動を通じて株主・投資家から頂いた質問・意見等は、IR部で取りまとめ経営会議にて関係者に定期的に報告しております。なお、株主・投資家との対話にあたっては、社内規程「グループ内部者取引管理規程」に則り、インサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	28,930,600	23.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	14,046,600	11.23
日本生命保険相互会社	3,247,179	2.59
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	3,101,500	2.48
コムシスホールディングス従業員持株会	2,085,478	1.66
JP MORGAN CHASE BANK 380072	1,854,271	1.48
住友不動産株式会社	1,661,900	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	1,580,300	1.26
明治安田生命保険相互会社	1,554,967	1.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,475,100	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明更新

1. 当社は、2021年3月31日現在自己株式15,961,855株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 2019年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者が2019年1月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

株式会社三菱UFJ銀行 1,014,798株 0.72%
三菱UFJ信託銀行株式会社 3,488,956株 2.47%
三菱UFJ国際投資株式会社 3,687,500株 2.62%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 994,206株 0.71%

3. 2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

三井住友信託銀行株式会社 349,800株 0.25%
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 4,741,778株 3.36%
日興アセットマネジメント株式会社 7,577,107株 5.37%

4. 2020年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2020年7月1日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

野村證券株式会社 28,016株 0.02%
ノムラ インターナショナル ビーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PCL) 27,341株 0.02%
野村アセットマネジメント株式会社 15,648,600株 11.10%

5. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けております。

株式会社みずほ銀行 1,350,391株 0.96%
みずほ証券株式会社 188,924株 0.13%
アセットマネジメントOne株式会社 5,413,500株 3.84%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は親会社や上場子会社等を有していないため、当項目に記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮下 正彦	弁護士											
中戸川 健一	公認会計士											
川名 浩一	他の会社の出身者											
浅井 宏行	他の会社の出身者											
山本 英生	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮下 正彦	○	○	――	弁護士として法令についての高度な能力、見識に基づく多角的視点での適切なアドバイスのもと、当社のグループ経営及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の上場管理等に関する要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

中戸川 健一	○	○	——	公認会計士として財務に関する高度な専門的知識と見識に基づき、多角的な視点での助言・提言をいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の上場管理等に関する要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
川名 浩一	○	○	——	プラントエンジニアリング業界における長年の業務経験による専門知識と企業経営に関する豊富な経験、見識を有し、海外事業所長を歴任する等、海外事業にも精通していることから、多角的な視点での助言・提言をいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の上場管理等に関する要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
浅井 宏行	○	○	——	非鉄金属業界における長年の業務経験による専門知識と企業経営に関する豊富な経験、見識に基づき、多角的な視点での助言・提言をいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の上場管理等に関する要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
山本 英生	○	○	——	生命保険業界における長年の業務経験による専門知識を有し、また税理士として税務に関する高度な専門知識と見識に基づき、多角的な視点での助言・提言をいただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。また、東京証券取引所の上場管理等に関する要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反が生ずる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	6	1	1	5	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の活動を補助し監査の円滑な遂行を支援するために、監査等委員会室を設置しております。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設けておりませんが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室長1名及び1名のスタッフを配置しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員は、監査計画に従い、会計監査人等と同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会うなど、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。また、監査等委員会において、内部監査や会計監査の実地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	社外有識者 （名）	その他（名）	委員長（議 長）
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	4	0	2	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	4	0	2	2	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役候補者及び取締役報酬の審議・検証を行い、結果を取締役に答申することとしており、当委員会は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

指名・報酬諮問委員会は、代表取締役社長、人事担当取締役及び独立社外取締役2名により構成されており、2021年6月29日現在の構成員は以下のとおりであります。

委員長 代表取締役社長 加賀谷 卓

選定理由 代表取締役社長として経営全体の指揮を執るとともに、グループ全体の経営を掌握する視点から委員及び委員長としております。

委員 取締役人事部長 熊谷 仁

選定理由 当社の人事担当取締役として、役員人事及び報酬に関する企画・立案する立場であることから委員としております。

委員 独立社外取締役 宮下 正彦

選定理由 当社の社外監査役、社外取締役を長きにわたり歴任しており、当社の事業に関して精通していること、また、弁護士として法令についての高度な能力、見識に基づき、多角的な視点でアドバイスができることから委員としております。

委員 独立社外取締役 浅井 宏行

選定理由 大手非鉄金属会社の取締役として、人事・人材開発・経営企画等を統括され、専門知識と企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、役員人事及び報酬に関して精通していることから委員としております。

指名・報酬諮問委員会の事務局は人事部が担当しております。

指名・報酬諮問委員会は2020年度において2回開催しておりますが、全ての回に4名の委員全員が出席しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5 名

その他独立役員に関する事項

【原則4 - 9】

当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

(1) 他社の役員・経営幹部の経験があり、会社経営に精通している者

(2) 法令・会計等の専門的知見を有している者

また、独立役員の資格を充たす全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針と定めております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績連動報酬制度として、賞与を現金報酬として支給することとしております。基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出しておりますが、業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期および対計画達成度により決定しておりますが、各取締役が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期および対計画達成度による定性評価を加味したものとしております。

また、非金銭報酬（長期インセンティブ型報酬）として、譲渡制限付株式報酬制度および通常型ストックオプション制度を導入しております。

譲渡制限付株式の割当てによる現物出資とする譲渡制限付株式報酬制度は、株主と同じ視点に立って当社の企業価値及び株価の持続的な向

上を図ることを目的としております。権利行使価格を発行時の時価以上とする通常型ストックオプション制度は、当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的としております。

非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)に係る2020年度の費用計上額は60百万円となっております。この中には、通常型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額36百万円と、2019年8月7日開催の取締役会にて発行決議を行った、株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額7百万円が含まれております。なお、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。

当社における役位に応じた個人別の報酬等の種類ごとの割合の目安は以下のとおりとなっております。

役位/固定報酬(基本報酬)/業績連動報酬(賞与)/非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)

代表取締役社長/50%/20%/30%

取締役(監査等委員を除く)/60%/20%/20%

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

通常型ストックオプションは、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対して付与いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

なお、2020年度の実績(監査等委員を除く。)及び取締役(監査等委員)への報酬等の額は以下のとおりであります。

区分/報酬等の総額/固定報酬(基本報酬)/業績連動報酬(賞与)/非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)/対象となる役員の員数

取締役(監査等委員を除く)/180百万円/88百万円/31百万円/60百万円/14名

取締役(監査等委員)/55百万円/55百万円/-/-/6名

(うち社外取締役)/(40百万円)/(40百万円)/(-)/(-)/(5名)

上記取締役(監査等委員を除く)の支給額には、2020年度に係る役員賞与の支給見込み額及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【原則3-1-(3)】

1. 監査等委員ではない取締役

(1) 個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容に基づいた役員の個人別の報酬当の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。

(2) 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の決定の基本方針にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・企業理念を实践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とする。

(3) 報酬等の体系

報酬体系は、固定的な報酬である「基本報酬」、業績に連動した「賞与」、非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)としての「株式報酬」から構成されております。

(4) 報酬等の内容の決定方法

報酬等の内容の決定については、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で取締役会において決議するものといたします。

当社の取締役の報酬額(基本報酬)に関する決定権限、および業績連動報酬(賞与)の支給についての決定権限は、代表取締役社長に一任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社の代表取締役としてグループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役の担当業務についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

非金銭報酬(長期インセンティブ型報酬)の割当数は取締役会において決議するものとしております。

(5) 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその答申内容を尊重し、決定方針にそうものであると判断しております。

2. 監査等委員である取締役

(1) 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

・監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。

・経営の意思決定・経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬とする。

(2) 報酬等の体系

監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則といたします。

(3) 報酬等の額の決定方法

報酬等の額は、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で、監査等委員会において協議の上、決議するものといたします。

3. 報酬限度額

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会決議による監査等委員でない取締役の報酬等の額は年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額80百万円以内となっております。

また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において対象取締役に対して、当該報酬限度の枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額を年度100百万円以内、年40,000株以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際して、資料の事前配布、必要な案件については事前に説明を行うなど情報の提供に努めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高島 元	顧問	業界活動等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2017/06/29	委嘱期間上限内 規あり

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社役員は、2021年6月29日現在、9名の取締役及び5名の社外取締役を含む監査等委員である取締役6名(計15名、全て男性)により構成しており、全ての社外役員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

また、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間において、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約をしており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(取締役会)

取締役会は、全取締役により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役会に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っております。

2020年度において取締役会は9回開催しておりますが、全ての回に15名の取締役全員が出席しております。

(経営会議)

社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行の効率化を高めるため、重要な意思決定事項について審議及び決議を行っております。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、社外取締役5名を含む6名により構成されています。

監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、経営会議、コンプライアンス委員会等社内の重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。

また、監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告するとともに、監査等委員が必要と判断したときは、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。

さらに、業務執行の課題等について、社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを開催いたします。

(内部監査)

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員20名、3名(2021年6月29日現在)の体制としております。

内部監査室は経営トップの方針に基づいた内部監査方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社に対する内部監査を実施しており、業務遂行の適法性・妥当性等を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。

内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を

実施しております。

(取締役報酬)

取締役の報酬につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」内、「取締役報酬関係」、「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(取締役及び監査等委員である取締役の指名)

[原則3 - 1 - (4)]

当社取締役会の機能は、主に経営戦略の妥当性やその実行に当たってのリスク評価等を行なうこと及び執行状況の適切な管理・監督を実施することです。また、監査等委員会の役割は、業務執行者とは独立した客観的立場で取締役の職務執行及び業務全般を監査することです。その機能を担うべき、取締役の選解任及び候補の指名方針は以下のとおりです。

< 選任基準 >

- ・監査等委員でない取締役候補指名にあたっては、豊富な経験、知識、多様な専門性を保有しているなど総合的に勘案して相応しい者。
- ・監査等委員である(社外)取締役候補指名にあたっては、法令、財務、企業経営に関し、いずれかにおいて高い専門的な知見を有するとともに、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を保有しているなど総合的に勘案して相応しい者。

< 解任基準 >

- ・公序良俗に反する行為を行った場合
- ・法令もしくは定款その他当社グループの規定に違反し、当社グループに多大な損失もしくは著しく企業価値を毀損させた場合
- ・健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合

< 手続 >

取締役候補の指名については、代表取締役社長と人事担当取締役が協議の上、指名案を策定し、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会の答申を受け、監査等委員会の同意を得てから、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出する手続きをとっております。

(会計監査)

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 川崎 浩氏

公認会計士 原 伸夫氏

公認会計士 新島 敏也氏

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名

その他の者 6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社の特徴である取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を図り、さらなる企業価値向上を目指すためであります。

取締役会を当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成し、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監査機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めます。

また、定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

社外取締役に关しましては、海外事業を含む各業界での長年の経験、企業経営に関する豊富な経験、弁護士としての法令についての高度な能力、公認会計士としての財務に関する高度な能力、税理士として税務に関する高度な能力等の幅広い見識、豊富な知識を有しており、多角的視点での適切なアドバイスを適切なアドバイスをいただいております。また、客観的な立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献いただいております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月29日開催の第18回定時株主総会の招集通知については、法定期日より7日前(5営業日前)の2021年6月7日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2007年6月28日開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を開始しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2007年6月28日開催の定時株主総会より、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所への開示及び当社ホームページ(英文サイト)にて掲載しております。
その他	2021年6月29日開催の定時株主総会は、事業報告の一部、連結計算書類及び計算書類の各注記表はインターネットによる開示をしております。なお、招集通知、参考書類及び報告書は、招集通知の発送6日前(4営業日前)に、東京証券取引所への開示及び当社ホームページにも掲載しております。 株主総会の運営につきましては、映像を利用した事業報告を行うなど、株主にわかりやすい運営を目指しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2015年度より個人投資家向け説明会を実施しております。 2020年度は新型コロナウイルスの影響により開催を見合わせております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算及び期末決算)開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2013年度より毎年、代表取締役が北米及び欧州にて海外IRを実施しております。 また、2014年度より毎年、IR部がアジアにて海外IRを実施しております。 2020年度は新型コロナウイルスの影響により、リモートで海外IRを実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	月次情報、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、統合報告書、決算説明会をはじめ各種説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部	
その他	必要に応じて事業説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全てのステークホルダーから信頼される企業グループをめざし、役員及び従業員が遵守すべき法令や、経済社会の倫理について守るべき基準として「コンプライアンス規程」を制定し、健全な事業活動に取り組んでおります。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当初及びコムシスグループでは、「通信ネットワークによって人と人、人と社会がより豊かにつながる社会づくり」をめざし、CSRを意識した経営を推進し環境保全にも留意した事業活動を行っております。また、これらの活動内容を記載した統合報告書を毎年発行し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンス規程において、株主はもとより社会全体に対し適時適切な会社情報を公開し、積極的な広報活動を通じ会社の企業活動を広く周知し、全てのステークホルダーの理解促進に努める旨を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。また2015年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、2017年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

1. 当社及びコムシスグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (2) 「コンプライアンス委員会」は、コムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、コムシスグループ全体のコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組む。
 - (3) 当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外(法律事務所)に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組む。
 - (4) 内部統制監査部は、コムシスグループ各社に対し内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性を確保する。
 - (5) 当社及びコムシスグループは、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書記録等を適切に保存及び管理する。
3. 当社及びコムシスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、事業を取り巻くビジネスリスクを含む事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化する。
 - (2) 当社は、コムシスグループ全体を統括する「リスク管理委員会」を設置するとともに、「リスク管理基本方針」等を策定し、コムシスグループのリスクマネジメントを推進する体制とする。
4. 当社及びコムシスグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行う体制とする。
 - (2) 当社は、子会社が行う重要な業務執行について、「グループ会社運営基準」に基づき、当社の経営会議及び取締役会で審議・報告する体制とする。
5. 当社及びコムシスグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ協定」に基づき経営管理を行う。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制とする。
 - (2) 当社は、コムシスグループ各社の社長で構成される「コムシスグループ社長会」を定期的で開催し、経営方針・施策の周知徹底を図る。
6. 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員と協議し、組織、使用人の設置を行う。
当該使用人の人事考課、異動等については、監査等委員と事前協議の上、実施する。
7. 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - (1) 監査等委員は、取締役会に加え、経営会議、リスク管理委員会等の当社の重要会議に定例メンバーとして出席し、経営上の重要な情報について随時報告を受けられる体制とする。
 - (2) 当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は、コムシスグループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員に報告を行う体制とする。
 - (3) 監査等委員が必要と判断したときは、いつでも当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
 - (4) 監査等委員に報告を行った者が、当該事項を報告したことを理由として不当な扱いを受けないことを確保する体制とする。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員は、当社の社長と定期的にミーティングを開催し、業務執行の課題等について監査等委員が意見または情報を交換できる体制とする。
 - (2) 監査等委員は、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図り、監査等委員会の策定した監査計画が円滑かつ効果的に実施できる体制とする。
 - (3) 監査等委員は、統括事業会社の監査役と定期的に会議を開催し、グループ監査の実効性を確保する。
 - (4) 当社は、監査等委員の職務を執行するうえで必要な費用は請求により速やかに支払うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びコムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コムシスグループは、常に企業価値の向上に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。その実現のため投資者の皆さまの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うことが重要と考え、会社情報の適時開示に係る社内体制を構築し、以下のように取り組んでおります。

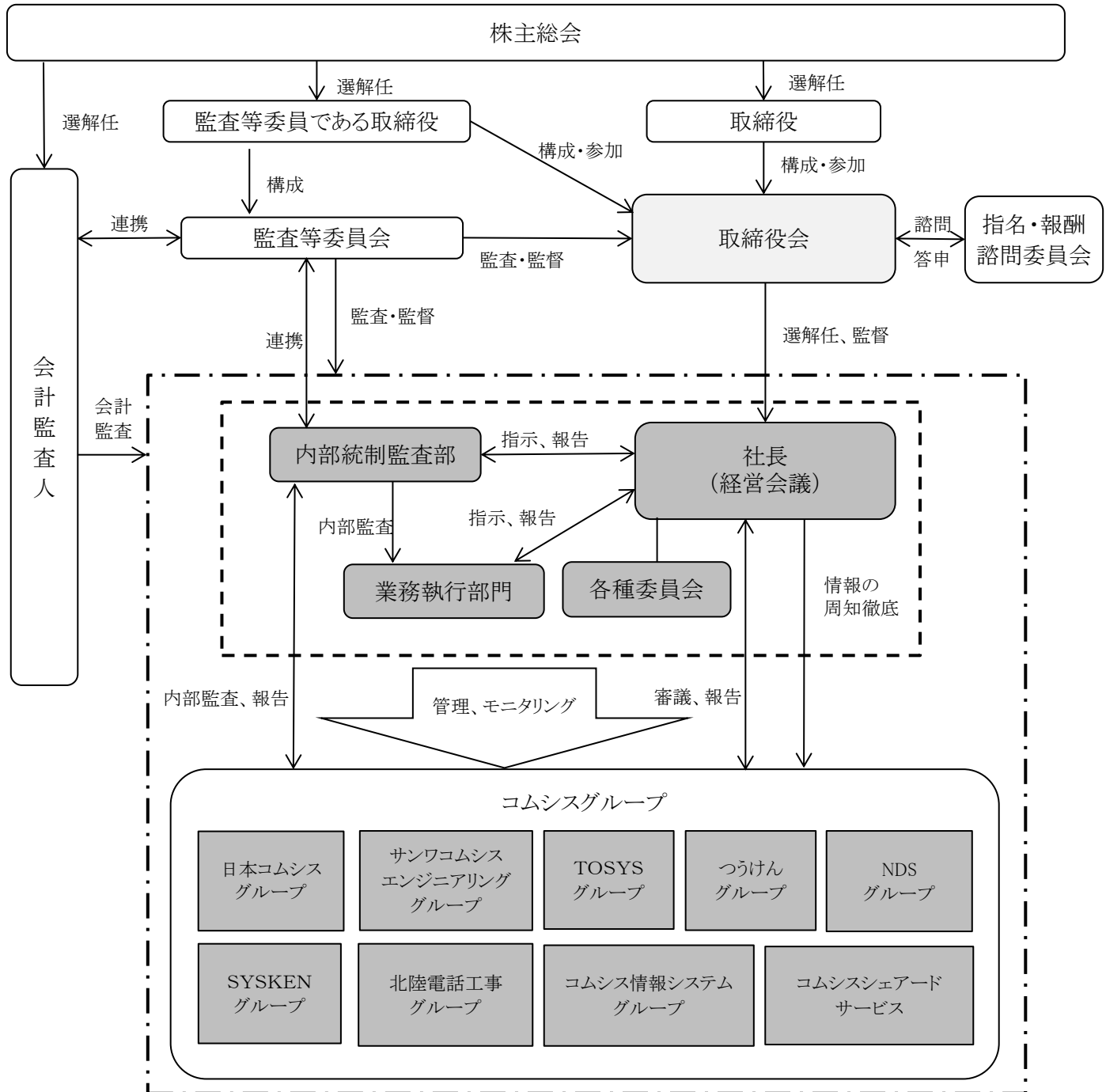
適時開示に関する基本方針

当社は、金融商品取引法、その他関係法令等及び東京証券取引所の定める適時開示規則を遵守し、また、「コムシスグループ内部者取引管理規程」及び「グループ会社運営基準」に従い、迅速、正確かつ公平な会社情報の適時開示を行うこととしております。

適時開示にかかる当社の体制

1. 当社は、上記の基本方針のもと、「決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報」になりうる内部情報等について、連結子会社、各部門等から決定、発生後直ちに報告することを義務付けており、総務部、経営企画部、財務部を中心に適時開示の必要性の判定を行っております。そして、適時開示が必要と判定された情報は、各所轄部門にて作成された資料等により情報取扱責任者（総務部長）に報告しております。その後、取締役決議を要する情報については、経営会議での審議を経て決定後開示しており、また、即時開示が必要である情報については、開示後に経営会議、取締役会へ報告しております。
2. 情報取扱責任者（総務部長）は、総務部、経営企画部、財務部等内部情報を所轄する各部門との連携を図るとともに、経営上の重要な会議等に参加し、重要事項について報告を受け、またはヒアリング等を行い、重要情報を整理・検証し遺漏が生じないよう確認する体制を取っております。
3. 当社は、TDnetによる東京証券取引所への開示を行うほか、IR説明会、自社ホームページ、各種印刷物等様々な情報媒体・手段により各ステークホルダーとの接点を増やし、開示情報を容易に入手できる機会の充実を図る体制構築に努めております。
4. 継続的なディスクロージャーを確立するために、参考資料「2. 適時開示体制図」の連絡体制を取り、適正な情報を迅速に報告できる体制を構築しております。

1. 内部統制の図



2. 適時開示体制図

